日向市住民監査請求取扱要領をここに公表する。

令和6年1月16日

日向市監査委員 門脇 功郎 日向市監査委員 畝原 幸裕

日向市監査委員告示第1号

# 日向市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第 1項に規定する住民監査請求(以下「請求」という。)の取扱いについて、必要な事項を 定めるものとする。

(請求の方法)

- 第2条 請求をしようとする者(以下「請求人」という。)は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第13条に規定する様式による措置請求書(以下「請求書」という。) を、日向市監査委員(以下「監査委員」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による請求書の提出は、持参又は郵送により行うものとする。
- 3 請求者は、代理人に請求書を持参させるときは、請求書に代理人への委任状(様式第 1号)を添付してこれを行わせるものとする。

(請求書の記載事項等の確認)

- 第3条 日向市監査委員事務局(以下「事務局」という。)は、請求書が提出されたときは、 請求書の記載事項及び添付書類について、住民監査請求に係る受付審査表(様式第2号) 等により確認を行い、請求要件に形式的な不備がある場合は補正を求めるものとする。
- 2 前項の規定による補正については、持参により請求書が提出されたときはその場で補 正を求めるものとし、その場での補正が困難な場合及び郵送により請求書が提出された ときは後日補正を行うこと又は請求書の再提出を求めるものとする。
- 3 事務局は、受付審査における請求書の補正が請求人の任意で行われるものであること に留意するものとする。

(請求書の受付)

第4条 事務局は、請求書を受け付けたときは受付印を押印し、その請求書の写し1部を 請求人に交付するものとする。

(議会及び市長への通知)

- 第5条 監査委員は、請求を受けたときは、直ちに請求の要旨を議会及び市長に通知する。
- 2 監査委員は、請求が取り下げられたときは、直ちにその旨を議会及び市長に通知する。 (陳述等に関する意向の確認)
- 第6条 事務局は、請求書を受け付けたときは、陳述等に関する意向確認書(様式第3号) により、請求人に次に掲げる事項を確認するものとする。
  - (1) 法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。
  - (2) 法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。
  - (3) 第1号の陳述を行う際の立会人以外の者の傍聴に関すること。

(4) 請求人の個人情報の取扱いに関すること。

(請求の取下げ)

- 第7条 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求の全部又は一部を取り下げる ことができる。
- 2 前項の規定による請求の取下げ(以下「取下げ」という。)は、取下げ書(様式第4号)により申し出なければならない。
- 3 取下げのあった請求の全部又は一部については、初めから請求がなかったものとみな す。

(代表者の選任等)

- 第8条 事務局は、複数の請求人から同一の請求があった場合(以下「共同請求の場合」 という。)は、その代表者を選任するよう求めることができる。
- 2 共同請求の場合における請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うものとする。 (要件審査の補助)
- 第9条 事務局は、請求書を受け付けたときは、監査委員による要件審査を補助するため、 あらかじめ次に掲げる事項について確認を行うものとする。
  - (1) 請求人が本市の住民であること。
  - (2) 請求の内容審査に係る事実関係
- 2 事務局は、前項の規定による確認において請求人が本市の住民であることが確認できないとき又は事実関係が確認できないときは、請求人に対し、これらが確認できる書類の提出を求めることができる。

(要件審査)

- 第10条 監査委員は、住民監査請求に係る要件審査表(様式第5号)等により請求が法令に定める要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていないと認めるときは不適法な請求として却下を決定するとともに、日向市職員措置請求監査結果通知書(様式第6号)により請求人に通知し、又は日向市職員措置請求補正命令書(様式第7号)により期間を定め、請求人に補正を命ずることができる。この場合において、補正に要した期間については、法第242条第6項に規定する監査期間に算入しないものとする。
- 2 監査委員は、前項の規定により補正を命じたにもかかわらず、期間内に補正を行わず、 又は補正したが要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の 決定をするとともに、日向市職員措置請求監査結果通知書により請求人に通知するもの とする。
- 3 監査委員は、第1項の規定により請求が法令に定める要件を満たすと認めるとき又は前2項の規定により請求人が補正した請求が法令に定める要件を満たすに至ったと認めるときは、請求に係る市長その他の執行機関又は職員(以下「関係執行機関等」という。)に対し、日向市職員措置請求に係る監査実施通知書(様式第8号)により通知するものとする。
- 4 監査委員は、受理を決定した請求について、必要に応じ法第242条第4項に規定する行為の停止(以下「暫定的停止」という。)の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めたときは、日向市職員措置請求に係る暫定的停止勧告書(様式第9号)により、理由を付して関係執行機関等に暫定的停止の勧告を行うものとする。

- 5 監査委員は、前項の規定による勧告を行ったときは、法第242条第4項の規定により、 勧告の内容を請求人に対して日向市職員措置請求に係る暫定的停止勧告通知書(様式第 10号)により通知するとともに、これを公表するものとする。
- 6 監査委員は、不適法な請求として却下を決定した場合は、その旨を請求人に対して日 向市職員措置請求却下通知書(様式第11号)により通知するとともに、これを公表する ものとする。

(監査の実施)

- 第11条 監査委員は、監査の対象となる関係執行機関等から事情聴取、関係書類の確認、 閲覧、照合等の方法により監査を行うものとする。
- 2 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、法第199条第8項の規定により、 関係人の調査を行うことができる。
- 3 監査委員は、前項の規定により関係人の調査を行う場合は、その関係人が関係執行機 関等であるときは日向市職員措置請求に係る関係人調査依頼書(様式第12号)により、 学識経験を有する者等であるときは日向市職員措置請求に係る学識経験を有する者等か らの意見聴取依頼書(様式第13号)により、関係人に依頼するものとする。

(証拠の提出等)

- 第12条 法第242条第7項に規定する証拠の提出及び請求人の陳述は、請求の趣旨を補足することを目的とするものとする。
- 2 請求人は、請求に係る追加の証拠を提出しようとするときは、陳述の日までに提出しなければならない。この場合において、郵送により追加の証拠を提出するときは、陳述の日の前日までに監査委員に送付されたものでなければ証拠としての効力を有しない。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合はこの限りでない。
- 3 請求人の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定める。 (請求人の陳述)
- 第13条 監査委員は、第6条第1号に規定する陳述の機会の付与に係る請求人の陳述の日時及び会場を定め、日向市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述通知書(様式第14号)に日向市職員措置請求に係る陳述の出欠等通知書(様式第15号)を添付し、請求人に通知するものとする。
- 2 請求人の陳述は、請求人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が陳述を 行う場合は、陳述の日までに監査委員に代理人選任申出書(様式第16号)を提出するも のとする。
- 3 共同請求の場合には、監査委員は、陳述をする者(以下「陳述人」という。)の数を3 人以内に制限することができる。この場合において、陳述人は請求人が選出するものと する。
- 4 監査委員は、請求人の陳述の聴取について監査委員全員の出席の下で実施するものとする。ただし、全員の出席がなくとも支障がないと認められる場合や緊急を要する等やむを得ないと認められる場合は、全員の出席を要しないものとする。
- 5 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- 6 前項の陳述は、請求書記載事項を補足するものに限る。
- 7 陳述人の陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合にあ

っては、合計でおおむね1時間以内とする。

(関係執行機関等の立会い)

- 第14条 監査委員は、請求人から陳述の聴取を実施するときは、請求人の希望により関係 執行機関等を立ち会わせることができる。
- 2 前項の規定により立ち会う関係執行機関等は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 3 第1項の規定により立ち会う関係執行機関等は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。
- 4 監査委員は、関係執行機関等の立会いが請求人の円滑な陳述の支障となると認めると きは、関係執行機関等の立会いを制限することができる。

(関係執行機関等の陳述)

- 第15条 監査委員は、監査を実施する場合において、関係執行機関等から陳述を聴取する。
- 2 監査委員は、関係執行機関等の陳述の日時及び会場を定め、日向市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述通知書又は日向市職員措置請求に係る陳述通知書(様式第17号) により関係執行機関等に通知する。
- 3 監査委員は、監査の対象となる部局が複数の場合は、それらを代表する関係執行機関 等に陳述を行わせることができる。
- 4 監査委員は、関係執行機関等の陳述の聴取について監査委員全員の出席の下で実施するものとする。ただし、全員の出席がなくとも支障がないと認められる場合や緊急を要する等やむを得ないと認められる場合は、全員の出席を要しないものとする。
- 5 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- 6 陳述人の陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合にあっては、合計でおおむね1時間以内とする。

(請求人の立会い)

- 第16条 監査委員は、関係執行機関等から陳述の聴取を実施するときは、請求人を立ち会 わせることができる。
- 2 前項の規定による立会いは、請求人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理 人が立会いを行う場合は、立会いの日までに監査委員に代理人選任申出書を提出するも のとする。
- 3 監査委員は、共同請求の場合であって、全員が立ち会うことができないと認められる ときは、第1項の規定により立ち会わせる者の人数を10人までとすることができる。こ の場合において、立ち会わせる者の選出は、請求人が行うものとする。
- 4 第1項の規定により立ち会う請求人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 5 第1項の規定により立ち会う請求人は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。
- 6 請求人は、関係執行機関等の陳述に対し意見があるときは、立会いの日の翌日から起 算し7日以内に意見書を提出することができる。
- 7 監査委員は、請求人の立会いにより、本市の行政運営上支障が生じる等の事実が認められるときは、請求人の立会いを制限することができる。

(陳述の中止等)

- 第17条 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。
- 2 監査委員は、立会いをする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると 認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

- 第18条 陳述の傍聴をする者 (請求人のうち陳述を行う予定のないものを含む。以下「傍聴人」という。)の定員は10人以内とする。ただし、事情により監査委員は傍聴人の定員を増減することができる。
- 2 傍聴人は、陳述の当日、傍聴会場に備付けの傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を記入 しなければならない。
- 3 傍聴人は、陳述の当日、傍聴人名簿に記載された順に決定するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者(以下「報道関係者」という。)は、 あらかじめ備付けの傍聴人名簿に所属する報道機関の名称及び氏名を記入することによ り、取材のための傍聴をすることができる。ただし、監査委員は、会場の状況等により その数を各社1名に制限することができる。

(陳述の非公開)

- 第19条 監査委員は、陳述人の陳述が次の各号のいずれかに該当するときは、陳述を非公開とすることができる。
  - (1) 個人情報が含まれるとき。
  - (2) 本市の行政運営上支障が生じる等の事情があると監査委員が認めるとき。
  - (3) その他監査委員が必要と認めるとき。

(傍聴の禁止)

- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びている者
  - (2) 凶器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
  - (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当であると認める 物品を携帯している者
  - (4) 鉢巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している 者
  - (5) その他陳述の運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人等の遵守事項)

- 第21条 傍聴人及び報道関係者は、監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなけれ ばならない。
  - (1) 陳述や意見表明に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 私語又は飲食をしないこと。
  - (3) 所定の傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。
  - (4) 陳述会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。
  - (5) その他監査委員が指示する必要があると認めること。

(傍聴人の退場)

- 第22条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人及び報道関係者に退場を命ずることができる。
  - (1) 監査委員が、第19条の規定により陳述を非公開としたとき。
  - (2) 傍聴人等が前条の規定に違反したとき。

(陳述の撮影及び録音)

第23条 請求人及び関係職員が行う陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音はすべて禁止する。ただし、監査委員は、陳述の内容を事務局職員に録音させることができる。

(監査結果の決定)

第24条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

(監査結果等の通知及び公表)

- 第25条 監査委員は、次に掲げる監査結果の決定内容に応じ、当該各号に定める方法により処理するものとする。
  - (1) 請求に理由があると認めるとき 議会又は関係執行機関等に対し必要な措置を講 ずべきことを日向市職員措置請求監査結果に係る勧告書(様式第18号)により勧告 するとともに、当該勧告の内容を日向市職員措置請求監査結果に係る勧告通知書(様 式第19号)により請求人に通知し、かつ、公表するものとする。
  - (2) 請求に理由がないと認めるとき 棄却を決定し、理由を付してその旨を日向市職員措置請求監査結果通知書(様式第6号)により請求人に通知するとともに、これを公表するものとする。この場合において、監査委員は当該書面の写しを関係執行機関等に送付するものとする。

(措置結果の通知及び公表)

第26条 監査委員は、前条第1号の規定による勧告を受けた議会又は関係執行機関等から 措置結果に関する通知があったときは、請求人に当該通知の写しを送付するとともに、 公表するものとする。

(補則)

第27条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日前に住民監査請求を行った者について は、この告示を適用しない。 委 任 状

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

私は、都合により

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

・ 措置請求書及び添付書類の提出に関する一切の件

受任者 住 所

氏 名

# 住民監査請求に係る受付審査表

受付 年 月 日

		7L 37 100
	住民監査請求に係る受付審査表	確認欄
	(1)請求書は、地方自治法施行規則第13条に定める様式となっているか。	
	(2)「表題」は記載されているか。	
請	(3)「件名」は記載されているか。	
	(4)「請求の要旨」は記載されているか。	
<del>-12</del>	(5)請求人の「住所・氏名」は記載されているか。	
求	(6) 「氏名」は自署されているか。	
書	(7)「地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、	
	必要な措置を請求します。」と記載されているか。	
	(8)「請求年月日」は記載されているか。	
	(9)「宛名」は日向市監査委員となっているか。	
指 者 行 定 の 為	(1)日向市の長、委員会、委員又は職員で、職・氏名を具体的に記載して	
	あるか。	
	(1) 日向市の住民であるか。	
請 求 者	(2)請求者の数(※請求者が多い場合は、代表者の選任を求めることがで	
	きる。署名欄に代表者の表示をしてもらうか、委任状を受理する。)	人
<sub></sub> 証 事	(1) 違法又は不当とする事実を証する書面が添付されているか。(※新聞	
書明実	記事でも構わない。)	
	(1) 違法又は不当な行為のあった日又は終わった日から1年以内か。	
請求	(行為が相当の確実さで予測される場合を含む。)	
	(1年を経過したことに正当な理由があると認められるときは請求を	
期	行うことができる。)	
限	(2) 違法又は不当な怠る事実の場合には、その事実が継続している限り、	
	請求期限はない。	
の代	(1)請求に、請求人の自署がされているか。	
持 理	(2) 代理人に対する請求人の委任状が添付されているか。	
参人	(3)委任内容に問題はないか。	
絡 者 〔 請	氏名	
先の代求	住所	
連表人	電話番号	
	(1)窓口における形式検査の結果、①請求が的確と認められるもの、②事	
	前補正指導に応じて事前補正がなされたもの、及び③事前補正に応じ	
	ないものについては、請求を受付し、請求書に受付印を押印する。	
事	(2)受付日は、請求書を事務局長が収受した日とする。	
	事前補正による請求書の再提出が行われた場合は、再提出の日を受	
務	付日とする。	
	(3)受付印を押印した請求書は、事務局においてその写しの1部を請求人	
局	に交付する。	
	(4) 要件審査により補正を求める場合がある旨の説明を行う。	
	法定要件を満たしていない場合は、「却下」することの説明を行う。	
	(5) 証拠の提出及び陳述の意向を確認する。(口頭・書面でも可)	

## 陳述等に関する意向確認書

○を付け、年月日、住所、氏名を記入の上、提出してください。

(1) 地方自治法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述に関すること。

監査委員は、請求人に請求の趣旨を補足させるため証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないとされています。

ア 請求人は、証拠提出の機会を希望しますか。

[ 1 希望します。 2 希望しません。]

イ 請求人は、陳述の機会を希望しますか。

〔 1 希望します。 2 希望しません。〕

陳述を希望される場合、請求人と日程調整の上、陳述の日を設定します。

陳述を希望される場合、証拠提出期限は陳述の日(郵送の場合はその前日必着)となります。

陳述を希望しない場合、証拠提出期限は 年 月 日までとなります。

(2) 地方自治法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。

監査委員は必要があると認めるときは、請求人又は執行機関から陳述の聴取を行う場合において、執行機関又は請求人を立ち会わせることができます。

ア 請求人が陳述を行う際に、執行機関の立会いを希望しますか。

[ 1 希望します。 2 希望しません。]

イ 請求人は執行機関が陳述を行う際に、立会いを希望しますか。

[ 1 希望します。 2 希望しません。]

(3) 陳述を行う際の傍聴に関すること。

請求人又は執行機関から陳述の聴取を行う際、執行機関又は請求人以外の者が傍聴することを希望しますか。

[ 1 希望します。 2 希望しません。]

※傍聴を希望される場合、傍聴人に対して、請求の内容を提供することもあり得ます。

- (4) 請求人の個人情報の取扱いに関すること。
  - ア 監査請求の要旨を市長及び議会に通知(地方自治法第242条第3項の規定による通知) する際に、請求人の氏名、住所を含めて通知することを希望しますか。

[ 1 希望します。 2 希望しません。]

イ 陳述の聴取において傍聴を認めるときは、請求人の氏名、住所の公表を希望しま すか。

[ 1 希望します。 2 希望しません。]

ウ 監査結果の公表(地方自治法第242条第5項の規定による公表)において、請求人 の氏名、住所の公表を希望しますか。

[ 1 希望します。 2 希望しません。]

※アからウまでにおいて「希望します」の回答であった場合は、当該個人情報の提供 (公表)について、請求人の同意があったものとして取り扱います。

年 月 日

日向市監査委員 宛て

請求人 住 所 氏 名

取下げ書

年 月 日に提出しました日向市職員措置請求書は取り下げます。

年 月 日

請求人 住 所

氏 名

日向市監査委員 宛て

# 住民監査請求に係る要件審査表

(受付: 年 月 日、通知期限: 年 月 日、請求人 他 人)

	文刊, 干		、明水八 他	八八
		審 査 事 項	審査の内容及び 結果	適 • 否
		行為者の職氏名、請求の要旨、請求人の住所、	4H 7N	I
	請求書の様式			
		氏名(自署)、請求年月日及び監査委員名		
		違法又は不当とする事実を証する書面(様式		
形	事実証明書	の定めはなく、新聞記事の切り抜き、写真等		
式		でも認められる。)		
		日向市の住民で、法律上の行為能力の認めら		
及	請求人の資格	れている限り、法人たると個人たるとを問わ		
び		ない。		
	行為者 (職員)	日向市の長、委員会、委員又は職員(職・氏		
手	の指定	名を具体的に記載)		
続		① 財務会計上の行為のあった日又は終わ		
		った日から1年以内		
き	3+ b = 10 m	② 財務会計上の怠る事実の場合には、その		
	請求の期限	事実が継続している限り、請求期限はな		
		い。(怠る事実は、不作為であり行為がな		
		いから、1年の請求期間の制限はない。)		
		① 違法又は不当な公金の支出		
		② 違法又は不当な財産の取得・管理・処分		
		③ 違法又は不当な契約の締結・履行		
	請求の対象と	④ 違法又は不当な債務その他の義務の負		
	なった行為(財	担		
行	務会計上の行	⑤ ①~④の行為が相当の確実さで予測さ		
為	為 云 司 工 の 刊	れる場合		
	<i>河 J</i>			
及		⑥ 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る		
び		事実		
		⑦ 違法又は不当に財産の管理を怠る事実		
結	違法性・不当性	違法・不当とする事実の主張または理由の掲		
果		示		
	特定性・具体性	請求事項を特定できる程度の具体性		
	損害発生の可	行為の結果としての財産的損害の発生また		
	能性	はその恐れ		
	必要な措置の	当該行為の防止、是正、損害補てんのいずれ		
	内容	かの措置を求めているかを明記		
•	▶地方自治法第24	2条の請求としての適否(住民監査請求に係る		
	適法要件具備の	有無)		

(請求人) 様

日向市監査委員

日向市監査委員

## 日向市職員措置請求監査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求については、同条第5項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

1 監査の結果

却下 · 棄却

2 却下・棄却の理由

(請求人) 様

日向市監査委員

日向市監査委員

日向市職員措置請求補正命令書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民 監査請求については、下記の事項が不適法なので本命令書到達の翌日から起算して14日以 内に書面で補正するよう命じます。

なお、期限までに補正がないときは、当該請求は却下されることがあります。 また、補正に要した日数については、監査期間から除外します。

記

補正すべき事項

- (1) について
- (2) について

(関係執行機関等)

様

## 日向市代表監査委員

## 日向市職員措置請求に係る監査実施通知書

このことについて、地方自治法第242条第5項の規定により、下記のとおり監査を実施します。

記

- 1 実地監査期間
  - 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 監查対象部課等

なお、詳細については、追って連絡します。

(関係執行機関等) 様

日向市監査委員

日向市監査委員

日向市職員措置請求に係る暫定的停止勧告書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住 民監査請求については、同条第4項の規定により次のとおり勧告します。

(勧告の理由及び内容)

(請求人) 様

日向市代表監査委員

日向市職員措置請求に係る暫定的停止勧告通知書

このことについて、別紙のとおり勧告しましたので、通知します。

(請求人) 様

日向市監査委員

日向市監査委員

## 日向市職員措置請求却下通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求については、下記の理由により却下します。

- 1 請求の要旨
- 2 却下の理由

(関係人) 様

## 日向市代表監査委員

## 日向市職員措置請求に係る関係人調査依頼書

このたび、別紙のとおり住民監査請求が提出されました。

つきましては、地方自治法第199条第8項の規定により、下記により関係人調査を実施 したいと存じますので、ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 調査事項

(学識経験を有する者等) 様

## 日向市代表監査委員

日向市職員措置請求に係る学識経験を有する者等からの意見聴取依頼書

このたび、別紙のとおり住民監査請求が提出されました。

つきましては、地方自治法第199条第8項の規定により、下記により学識経験を有する 方等からの意見聴取を実施したいと存じますので、ご指導ご協力の程よろしくお願い申し あげます。

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 聴取事項

(請求人) 様

#### 日向市代表監査委員

#### 日向市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を下記のとおり設けましたので通知します。

なお、同条第8項に規定する関係執行機関等の陳述の聴取に係る立会いは行わないこと とします。

- 1 請求人の証拠の提出及び陳述
  - (1) 日 時
  - (2) 場 所
- 2 出欠等の回答期限
- 3 陳述の公開について
  - (1) 陳述は、公開し、傍聴させることがあります。
  - (2) 同封の出欠等の回答(様式第14号)は、監査委員の判断の参考とさせていただきます。

(文書番号) 年 月 日

請求人 (関係執行機関等)

様

#### 日向市代表監査委員

## 日向市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を下記のとおり設けましたので通知します。

また、同条第8項に規定する請求人の陳述の聴取又は関係執行機関等の陳述の聴取に係る立会いにつきましても下記のとおり通知します。

つきましては、同封の日向市職員措置請求に係る陳述の出欠通知書(様式第15号)を提出してください。代理人が陳述、立会いを行う場合は加えて代理人選任申出書(様式第16号)を提出してください。

なお、陳述等についての留意事項を同封しますので確認してください。

- 1 請求人の証拠の提出及び陳述
  - (1) 日 時
  - (2) 場 所
- 2 関係執行機関等の陳述
  - (1) 日 時
  - (2) 場 所
- 3 請求人出欠等の回答期限
- 4 陳述の立会い及び公開について
  - (1) 請求人の陳述の際は本人確認のため身分証(免許証等)を持参してください。
  - (2) 請求人の陳述には、関係執行機関等の立会いを予定しております。
  - (3) 関係執行機関等の陳述には、請求人に立ち会っていただく予定です。
  - (4) 陳述は、公開し、傍聴させることがあります。
  - (5) (2)から(4)までに関しては監査委員の判断により変更になることがあります。
  - (6) 同封の出欠等の回答(様式第14号)は、監査委員の判断の参考とさせていただきます。

日向市代表監査委員 宛て

 請求人
 住 所

 氏 名

## 日向市職員措置請求に係る陳述の出欠等通知書

年 月 日付けで通知のあった陳述の出欠等については、次のとおりです。

- 1 請求人の陳述について
  - (1) 出席して陳述を行います。
  - (2) 欠席して陳述は行いません。
  - (3) 出席の上、陳述書を提出します。
  - (4) 陳述は行わず、陳述書を提出します。
- 2 請求人の陳述が公開されることについて (陳述を行う場合における傍聴)
  - (1) 公開されても構いません。
  - (2) 公開されることを希望しません。
- (注) いずれかに○印をしてください。

## 代理人選任申出書

代理人 住 所

氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記の者を代理人として選任し、下記の事項を委任したので、申し出ます。

記

年 月 日に実施される地方自治法第242条第7項及び第8項の規定による陳述(立会い)に関すること。

年 月 日

請求人 住 所

氏 名

日向市監査委員 宛て

(文書番号) 年 月 日

(関係執行機関等) 様

#### 日向市代表監查委員

## 日向市職員措置請求に係る陳述通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住 民監査請求について、同条第8項に規定する市長その他の執行機関もしくは職員の陳述の 聴取を下記のとおり実施します。

なお、同条第8項に規定する請求人の陳述の聴取に係る立会いは( 行う ・ 行わない )こととします。

- 1 関係執行機関等の陳述
  - (1) 日 時
  - (2) 場 所
- 2 陳述の公開について
  - (1) 陳述は、公開し、傍聴させることがあります。
- 3 陳述者について
  - (1) 陳述を補助機関である職員に行わせるときは、その職及び氏名を連絡ください。

(関係執行機関等) 様

## 日向市代表監査委員

## 日向市職員措置請求監査結果に係る勧告書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を実施し、その結果に基づき下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に関して必要な措置を講じたときは、その旨を必ず下記期限までに監査 委員に通知願います。

- 1 勧告の理由及び内容
- 2 必要な措置を行う期限

(請求人) 様

日向市代表監査委員

日向市職員措置請求監査結果に係る勧告通知書

年 月 日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、別紙のとおり勧告しましたので通知します。